

川俣町木材利用推進方針

令和 6 年 4 月 1 日制定

第 1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 12 条の規定に基づき、福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針（平成 23 年 7 月 12 日制定、令和 4 年 4 月 18 日改正）」に即して必要な事項を定め、町内の建築物等における木造化・木質化等を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある快適な公共空間を提供するとともに、木材の利用による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、及び森林の整備の促進による公益的機能の発揮等に資することを目的とする。

第 2 用語の定義

この方針に使用する用語は、次の各号のとおりとする。

- 1 「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- 2 「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が町内において整備するもので、広く町民に利用される建築物をいう。
- 3 「川俣町材」とは、川俣町内の森林から生産された木材をいう。
- 4 「県産材」とは、県内の森林から生産された木材のことをいう。
- 5 「地域材」とは、国内の森林から生産された素材が県内で製材、加工され、流通している木材のことをいう。
- 6 「木造化」とは、建設物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- 7 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第 3 公共建築物における木材利用促進のための基本的事項

1 木材利用を推進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を推進すべき公共建築物は、次に定めるものと

する。

- (1) 本町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が町内において整備するもで、次に該当し
広く町民に利用される建築物
 - ア 学校、幼稚園その他これらに類する教育施設
 - イ 老人ホーム、保育所その他これらに類する社会福祉施設
 - ウ 病院または診療所
 - エ 体育館その他これらに類する運動施設
 - オ 図書館、博物美術その他これらに類する社会教育施設
 - カ 車両の停車場その他旅客乗降または待合い用に供する建築物
 - キ 高速道路等の通行者または利用者の利便に供するための休憩所及び関連施設

2 公共建築物の木造化、木質化を図るための検討

町が整備する公共建築物の木造化、木質化の実施については、事前に、建築物の用途や目的を考慮し、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて検討するとともに、木材の利用による付加価値等も考慮して、総合的に判断するものとする。

また、木質ペレット等の木質バイオマスを燃料とする空調設備やボイラー等の設置についても同様とする。

第4 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 町が整備する公共建築物における木材の使用

町が整備する公共建築物の木造化又は木質化は、原則として川俣町材を利用するものとし、その実施の検討に当たっては、第3の2に示す事項を考慮するものとする。

なお、やむを得ない理由により川俣町材の利用が困難な場合は、県産材、次いで地域材を優先的に利用するものとする。

2 公共建築物の木造化の推進

町が整備する公共建築物は、次の各号に挙げるものを除き、木造化に努める。

- (1) 建築基準法その他の法令により木造化が困難な場合
- (2) 建築物等に要求される品質、性能、耐久性、維持管理等の理由により木造化が困難な場合
- (3) 災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵する施設、文化的価値の高い建築物等、建築物に求められる機能等の観点から木造化を図

ることが困難な場合

(4) その他、木造化することに困難な理由がある場合

3 公共建築物の木質化の推進

町が整備する公共建築物において、木造により整備できないと判断された場合は可能な限り木質化に努めるものとする。

4 備品等における木製品の利用

町が公共建築物に使用する備品及び消耗品については、川俣町材、県産材または地域材を用いた木製品を利用することに努めるものとする。

5 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

町が整備する公共建築物における暖房設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めるものとする。

また、当該機器に係る燃料については、原則として川俣町材または県産材に由来する燃料を使用するものとし、やむを得ない理由により該当する燃料の使用が困難な場合は、地域材に由来する燃料を優先的に利用するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等における木材の利用促進

1 民間建築物における木材の利用促進

町は、民間事業者による施設の整備において、川俣町材及び県産材利用への理解が得られるよう務めるとともに、川俣町材及び県産材の活用事例や関連商品の紹介、情報提供等を積極的に行うこととする。

2 公共土木工事等における川俣町材等の利用

町が実施する公共土木工事等においては、施設の耐久及び維持管理を検討するとともに、木材の利用による付加価値等も考慮した上で川俣町材及び県産材の使用が有効と判断したときは、積極的にこれらの木材の使用に努めるものとする。

また、建設業者に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への川俣町材及び県産材の利用促進を図ることとする。

3 木質バイオマスの利用促進

町は、民間事業者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

第6 川俣町材の安定供給体制の整備

建築物等における川俣町材の適切な供給の確保を図るため、町や関係者（森

林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努めるものとする。

更には、福島県や建築物等の整備に係る民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等と連携し、川俣町材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、建築物等への木材利用の推進とそれに供する川俣町材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

第7 強度や耐火性能等に優れた建築木材等の技術開発の支援

町は、品質や性能が明確な木材の供給体制の整備に向け、乾燥材やJ A S製材品の普及推進に努めるものとする。

また、強度や耐火性等に優れた建築木材の製造や工法などに係る技術開発を支援するため、該当する木材の普及に努めるものとする。

第8 建築物木材利用促進協定

- 1 町は、県が行う建築物木材利用促進協定の推進に努め、町が行う場合には県の取扱いに準じるものとする。
- 2 町は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を川俣町のホームページで公表するものとする。

第9 町民への普及啓発

町は、公共建築物の木造化、木質化や公共土木工事等における木材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等木材の良さを実感する機会の提供やPRをすることにより、木材の利用による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や森林づくりの必要性等について町民の理解を深め、木材利用の促進を図ることとする。

また、木材利用の意識醸成を図るため、小中学校等における森林環境学習の実施や、児童、生徒等が木材による物づくりを体験する機会を創出するなど、木育を推進するものとする。

附則

- 1 この方針は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 川俣町産木材利用推進基本方針（平成27年2月12日制定）は廃止する。